

消防法による命令の公告

消防法（昭和23年法律第 186号）第16条の 6第 1項の規定に基づき命令を行ったので、同条第 2項において準用する同法第11条の 5第 4項の規定により、次のとおり公告します。

令和 7年 8月14日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 防火対象物の所在地及び名称

名古屋市中村区長戸井町 3丁目 5番地

丸久塗装工業株式会社

2 命令を受けた者の氏名

丸久塗装工業株式会社 代表取締役 小島 健次

3 命令の内容

上記施設内に貯蔵されている危険物（第四類第一石油類（非水溶性液体）265.2リットル、第四類第二石油類（非水溶性液体）1,156.3リットル）を令和 7年 8月 8日午後 3時までに除去すること。

4 命令を発した日

令和 7年 8月 6日

名古屋市消防局予防部予防課